

○宮崎大学産業動物防疫リサーチセンター運営委員会規程

平成 23 年 9 月 1 日
制 定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、宮崎大学産業動物防疫リサーチセンター規則第 11 条第 2 項の規定に基づき、宮崎大学産業動物防疫リサーチセンター運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 産業動物防疫リサーチセンター（以下「センター」という。）の運営の基本方針に関すること。
- (2) センターの中期目標・計画及び評価に関すること。
- (3) センターの予算に関すること。
- (4) センターの教員の人事に関すること。
- (5) その他センターの運営に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長（研究・企画担当）
- (2) 副学長（産学・地域連携担当）
- (3) 副学長（国際連携担当）
- (4) センター長
- (5) 副センター長
- (6) 各部門長
- (7) 専任教員
- (8) その他委員会が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第 3 条第 4 号の委員をもって充て、副委員長は、同条第 5 号委員をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第 5 条 委員会は、委員の半数以上の出席により成立する。

- 2 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第 6 条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(専門委員会)

第 7 条 委員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関する必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第8条 委員会の事務は、農学部事務部において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。